仕　様　書

1　品名　農耕用トラクター（水稲乾田直播用播種機装備）

2　数量　一式

3　規格　本体及び附属品は全て新品とし、下記の仕様を満たすこと

項目		調達物品にかかる仕様	数量
1　農耕用トラクター			
	用途・形状	農耕用、乗用型であること	1台
	エンジン出力・燃料	90PS以上、ディーゼル軽油（タンク容量120ℓ以上）	
	環境性能	第４次特殊自動車排出ガス規制に適合していること	
	機体寸法・重量	・寸法：（全長）4300mm×（全幅）2000mm×（全高）2700mm以内 ・質量：4200kg以内	
	走行方式	半履帯式であり、接地幅が440mm～460mmの範囲内であること	
	駆動方式	四輪駆動	
	変速方式	無段変速方式（HMT又はCVT）又はノークラッチで発進、変速、停止及び前後進切替が可能であること	
	運転席	キャビン仕様でエアコンを装備すること	
	かじ取り方式	パワーステアリング	
	昇降装置	・制御方式：電子制御ポジションコントロール ・装着方式：標準３点リンクJIS2形 ・最大揚力：3000kgf以上	
	PTO	・後部PTOを装備していること ・正転３段以上（うち１段はエンジン定格回転時のPTO回転数500rpm～600rpmの範囲内であること）を選択可能であること ・軸径JIS35mm(６スプライン)であること	
	作業機用 外部電源取出口	レーザーレベラー等の作業機コントローラーにDC12V、20A以上の電源を供給できる外部電源取出口を有すること	
	安全装置	・前照灯、車幅等、尾灯、制動灯、後退灯、方向指示器、後部反射器、後写鏡、警音器及びシートベルトを備えること ・本体の走行又は停止に関係なく、エンジン作動時は手元のスイッチによりPTOをON又はOFFに切替できること	
	外部油圧装置	・外部油圧取出口４系統（４連８個）であること ・操作レバー４連を有すること ・複動式油圧シリンダを使用する農作業機に対応可能であること ・各系統に複動式に対応する油圧カプラを備えること	
	附属品	①油圧トップリンク ・運転席からトップリンク長を調整可能であること ・稼働に必要なブラケット、ブッシュ等の部品を含むこと	一式
		②前部ウェイト １農耕用トラクタに適合し、合計質量500kg以上であること	一式
		③牽引装置 １農耕用トラクタの後部に装着し、牽引式農作業機を連結・牽引可能であること	1台

項目		調達物品にかかる仕様	数量
2　水稲乾田直播用播種機			
	本体・用途	１農耕用トラクターに装着可能な条播機であり、水稲の乾田直播栽培に対応すること	１台
	適応トラクター及び装着方式	・90PS以上の１農耕用トラクターに適応していること ・装着にオートヒッチ、アダプタその他の部品を必要とする場合は、必要な装備及び部品一式を附属すること	
	作業幅	2450㎜～2550㎜の範囲内であること	
	種子ホッパ	容量350ℓ以上であること	
	作溝・播種機構	・ディスクにより播種溝内に種子を落下させる作溝・播種機構を有すること ・種子の繰出しに当たり走行に連動して繰出し量を制御する機構を有すること ・走行距離当たりの播種量を設定可能であること	
	播種乗数・条間及び作業速度	・水稲の乾田直播において、条間28㎝以上32㎝以下、８条以上の条播に設定可能であること ・１農耕用トラクターに装着した状態で走行速度８km/h以上の環境下で播種作業が可能であること	
	播種量・播種深度調節	・播種量及び播種深度を調節可能であること ・播種量の確認又は調整のため、試験的に種子を繰出し、その吐出量を実測できる播種量確認用の機構を本体に備えること	
	種子投入用ステップ	種子ホッパへの種子投入及び点検を安全に行うためのステップを装備すること	
	走行位置確認用マーカー	次工程における走行位置を確認するため、運転席から操作可能な油圧式マーカーを左右各１基（計２基）装備し、その取付けに必要な部品一式を含むこと	
	その他作業機構	以下の機能を有すること ・１農耕用トラクターのタイヤ跡を均平化又は膨軟化する機構 ・播種位置を覆土する機構 ・播種後の土壌を鎮圧する機構	
3　その他			
	提出書類	・１農耕用トラクター及び２水稲乾田直播用播種機（以下、「各調達物品」という。）それぞれ本体及び各附属品に対応した部品表を各１部付けること ・日本語の取扱説明書を各１部付けること	
	諸経費	・各調達物品について搬入、組立、試運転、調整及び取扱説明に係る費用を含むこと ・各調達物品それぞれ本体の稼働に必要な部品及び取り付け費用を含むこと ・１農耕用トラクターの取扱説明については、本体の基本操作、３点リンク、外部油圧装置、油圧トップリンク、牽引装置の説明は必須とする	
	保証	・納入日から起算して１年間以上の正常な使用方法の下で発生した故障については、無償で修理（又は交換）すること（メーカーで定めた保証期間が１年を超える場合はそれを適用する） ・なお、その保証期間内で使用時間の上限を設定している場合は600時間以上であること	
	保守	・故障の際、電話連絡後、24時間（又は１営業日）以内にサービス員派遣による状況確認及び応急処置が可能であること ・通常の使用に必要な交換部品について、継続的な供給体制を有すること	